

ペットとの同行避難ガイドライン
(飼い主用)



岡山市

はじめに

避難所では、多くの被災者が共同で避難生活を送ります。

被災者の中には、犬や猫などのペットを飼育している人もいますが、動物が苦手な人や、アレルギーのある人など、様々な人々と避難生活をするようになります。

過去の災害においても、ペットと飼い主の同行避難をめぐり、様々なトラブルが報告され避難所対応に苦慮する事例が見られています。

国(環境省)は、飼い主・災害対応従事者の安全確保を前提としたうえで、ペットの同行避難を想定して「人とペットの災害対策ガイドライン」(平成30年9月発行)を作成しています。

これらを踏まえ、本市においても、ペットの飼い主を対象とした、「ペットとの同行避難ガイドライン」を策定しました。

このガイドラインは、ペットの飼い主向けに、日ごろのしつけや備蓄品など、平時から備えておくべきことや、災害時に取るべき行動、ペットとの避難所生活での配慮などについて示すとともに、災害時の避難所において飼い主間で協力し適切にペットを管理する考え方を説明しています。



岡山市危機管理室

岡山市保健管理課

目次

1. 用語解説	3
2. ペットの飼い主として日ごろから備えておくこと	6
ペットとの同行避難チェックリスト	15
3. ペットとの同行避難をする場合	17
ペットの飼育ルール	25
(参考様式) ケージ等貼付用名札	27
(参考 避難所ペット登録台帳)	30



岡山市の防災犬
ワンメット



岡山市の防災猫
にゃん頭巾

1. 用語解説

用語	解説
ペット	<p>本ガイドラインでは、避難所に受け入れ可能な犬や猫、小型の哺乳類（うさぎ、ハムスターなど）、鳥類といった家庭動物を指します。</p>
同行避難 	<p>災害時に飼い主がペットを同行して避難所まで避難することを指し、避難所で飼い主とペットが同じスペースで過ごすことを指すものではありません。</p> <p>避難所では、動物アレルギーのある人や動物に不用意に手を出す子ども、動物が苦手な人などもおられる場合がありますので、岡山市では、ペットと同行避難が可能な避難所であっても、原則、人の居住スペースと分けて運用し、飼い主とペットが同室で過ごすことはできません。</p>
ペットの一時飼育スペース 	<p>同行避難の際、避難所内で定められたペットを飼育することが可能なスペースのことをいいます。</p>
特定動物 	<p>動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 25 条の 2 に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加える動物として定められている動物で、ライオンやクマ、大型のは虫類などが指定されています。</p>
動物取扱業者	<p>動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 10 条第 1 項の都道府県知事等の登録を受けている第一種動物取扱業者のことをいいます。</p>

用語	解説
鑑札 	<p>狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 4 条に規定される自治体へ飼い犬の登録を行うことで交付される札になります。首輪などに付けることで迷子札の代わりにもなります。</p>
狂犬病予防注射済票 	<p>狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 5 条に規定される自治体へ飼い犬の狂犬病予防注射が完了した旨の申請を行うことで交付される札になります。首輪などに付けることで迷子札の代わりにもなります。</p>
マイクロチップ  <small>出典（公社）日本獣医師会</small>	<p>直径 2mm、長さ約 8～12mm の円筒形の電子標識器具で、獣医師等が専用の注入器で体内に埋め込むことで、個体の識別をすることができるものです。ペットにマイクロチップを装着・登録をしていると、災害時にペットが保護された際、行政機関や警察、動物病院の獣医師が、埋め込まれたマイクロチップ番号を読み取り、飼い主に連絡できます。</p> <p>マイクロチップは付けているだけだと機能しません。装着後、必ず飼い主情報を環境大臣が指定する指定登録機関へ、登録するようにしてください。</p>
指定登録機関  犬と猫のマイクロチップ 情報登録	<p>環境大臣の指定する指定登録機関には、公益社団法人日本獣医師会が指定されています。</p> <p>※令和 4 年 6 月 1 日からペットショップ等で販売される犬や猫について、マイクロチップの装着が義務化されました。飼い主になる際には、環境大臣が指定する指定登録機関への情報の変更登録をする必要があります。</p> <p>また、動物病院でマイクロチップを装着した場合には、マイクロチップを装着した飼い主が指定登録機関へ情報の登録をする必要があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>犬と猫のマイクロチップ情報登録（環境省）</p> <p>https://reg.mc.env.go.jp/</p>  </div>

用語	解説
<p>避難用ケージ</p> 	<p>ペットの一時飼育スペースで飼育することが可能なケージをいいます。当該ケージで飼育する場合は、散歩など必要な場合を除き、ケージ内からペットを出さずに飼育しなければなりません。</p>
<p>キャリーバック</p> 	<p>ペットと同行避難する際、避難所までペットを運搬するために使用するものをいいます。</p>
<p>避難所指定職員</p>	<p>避難情報が発令された際、市内の小学校・中学校・公民館等に派遣され、避難所の開設・運営等に従事する市の職員のことをいいます。</p>



2.ペットの飼い主として日ごろから備えておくこと

(1) 住まいの防災対策

災害時にペットを守るためには、まず飼い主が無事であることが前提となります。

住まいの耐震強度の確認や補強、家具の固定など、まずは飼い主の身を守る備えをしてください。



ア：ペットを室内飼養している場合

飼育用ケージを置く場所について、固定した家具のそばに配置するなど、重量のある物がサークル内に落ちてこないような対策をとるようにしましょう。

イ：ペットを室内で放し飼いにしている場合

十分な耐震性を備えた建物であれば、ペットが逃げ込める場所として、地震対策を講じた一室や家具を固定・補強した押入れなど、自宅内で比較的安全性が高い場所を用意することが重要です。

ウ：犬を屋外で飼養している場合

飼養場所の周囲にブロック塀やガラス窓、倒れやすい建物など、破損や倒壊の恐れがないか、土砂崩れの危険性がないかなどを確認しておきましょう。

特に、雨による増水被害が度々生じる地域では、天気予報に注意し、あらかじめ飼養場所の移動や飛び上がれる場所を用意するなどの対策を講じるようにしましょう。

(注) このほか、逸走防止のために、逃げだせる場所がないか、特に屋外飼養の犬の場合には首輪や鎖が外れたり切れたりして逃げ出す恐れがないかをしっかり確認しておきましょう。



(2) 所有者明示

災害時に飼い主とペットが離れ離れになることがあるため、ペットに所有者明示をしておくことが重要です。災害時でなくてもペットが逃走した場合などでの重要な対策になるので、日ごろから所有者明示をしましょう。

飼い主の明示方法	
犬の場合	鑑札、狂犬病予防注射済票
	マイクロチップ
	迷子札（飼い主の名前・連絡先等を記載）
	首輪（裏に飼い主の名前・連絡先等を記載）
猫の場合	マイクロチップ
	迷子札（飼い主の名前・連絡先等を記載）
	首輪（裏に飼い主の名前・連絡先等を記載）
その他 小動物等の場合	足(脚)環、耳輪等
	マイクロチップ



このほか、ペットの写真をあらかじめ撮影し、スマートフォンなどで簡単に見ることができるようになると、ペットの情報が得やすく、離れ離れになった際に探しやすくなります。



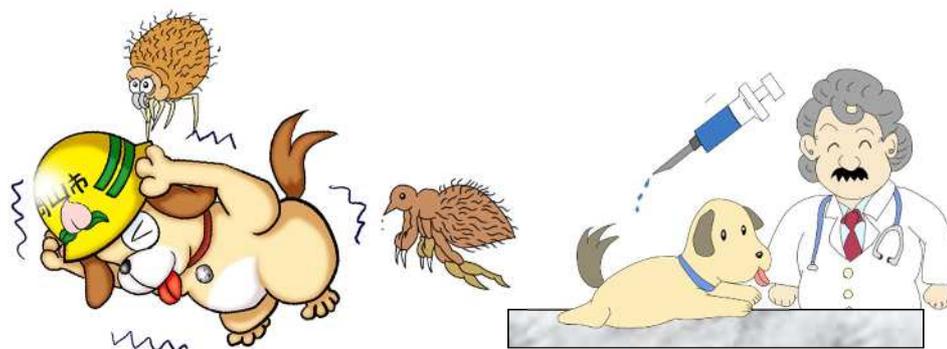
(3) ペットの健康管理

避難所ではストレスなどによりペットが下痢やおう吐、食欲不振など体調を崩すことが報告されているほか、他の動物との接触が増えることから、感染症のリスクが高くなります。普段からペットの健康管理に注意しましょう。

ワクチンの接種履歴や服用薬、既往歴などを記録したペットの健康手帳を作っておくことで、避難先でもペットの健康情報を確認したり提示できたりします。

また、避難所で人やほかのペットへ病気を感染させないために、必要なワクチン接種やノミ・マダニ等の外部寄生虫の駆除を行い、衛生面を確保してください。

特に犬の場合、狂犬病予防法で年1回の狂犬病予防注射が義務付けられていますので、必ず狂犬病予防注射を受けるようにしてください。



◎ペットへの不妊・去勢手術が推奨される理由

避難所では、ほかのペットもいる中で管理することになるので、万が一ペットが逸走してしまった場合に予期せぬ繁殖をしてしまう恐れや、発情などの性ホルモンによる影響でストレスがかかってしまうことがあります。

ペットに不妊・去勢手術をしておくことで、予期せぬ繁殖の防止や性ホルモンによるストレスの軽減といった効果が期待できるほか、無駄吠えなどの問題行動の抑制にもつながります。



(4) 普段からのペットのしつけ

ア：避難所までの移動について

(ア) キャリーバッグやケージに慣らしておく

ペットの避難において、キャリーバッグやケージに慣れさせる訓練はとても重要です。平素からケージやキャリーバッグの中でおやつやフードをあげるなどし、ペットがくつろいだり睡眠したりできるようにしておきましょう。こうしたキャリーバッグやケージでの飼育が可能であれば、その後の避難所での生活も円滑に行うことができます。

(イ) 制動に関するしつけ（犬）

しつけの中で犬の動作を制御するようなしつけは、災害時にとっても有用です。特に「おすわり」「ふせ」「おいで」「まで」といったしつけは、避難時に犬の逃走を防止できます。

また、散歩時に強くリードを引っ張る癖があると、様々な荷物を持っていく必要がある避難時では、リードが手から離れてしまい犬が逃走してしまう可能性があります。不要にリードを引っ張ることがないように日頃の散歩で訓練をしておきましょう。



イ：避難所での生活について

(ア) 様々な音や物に慣らしておく

避難所では大勢の人やほかの動物がいる中でペットの管理をしなければいけません。人やほかのペットに事故等がおこらないように、普段から飼い主以外の人やペットと触れあうことを意識し、慣らしていくようにしてください。

特に犬や猫の場合、子犬（生後3～12週齢頃）、子猫（生後2～9週齢頃）に、さまざまな経験を通して社会性を身につけることで、ある程度、警戒心を抑えることができます。



(イ) トイレのしつけ

避難所での衛生面の維持のためにも、日ごろから決まった場所（ペットシートや猫砂の上など）でトイレができるようしつけておきましょう。

また、ペットの健康管理のためにも、しっかり、ケージの清掃をするようにしてください。

(ウ) 無駄吠えのしつけ（犬）

多くの人が集まる避難所では、犬の無駄吠えが特にトラブルになりやすいところです。一度、吠え癖がつくと、矯正が難しいため、ご自身のペットの吠え癖がひどい様であれば、しつけ方教室に通うなどして、専門家に相談するようにしましょう。

(エ) ペットの体を誰でもどこでも触れるようにしておく

避難所へ大勢の方が避難してきます場合もありますので、注意をしてもよそのお子さんが不意にペットに触ってしまうことが起きるかもしれません。普段から人に触られることに慣らしておくことで、予期せぬ事故を防ぐことにもつながります。



避難所生活では、
4つとも
とても大事なんだね



(5) ペット用避難用品

一口にペットといっても、種類が多岐にわたり、犬一つとってもチワワからセントバーナードまで、大きさが全く違います。このような事情から避難所で、ペットの飼育に関する必要な物品を網羅することはできません。そのため、飼い主が普段から準備しておく必要があります。また、避難所にペットの支援物資がすぐに到着するとは限りません。リードやキャリーバッグなど安全に避難するための物品の他、少なくとも3日分以上の食料や必要な物資を準備しておきましょう。

ペットを避難させるために必要な避難用品の例				
優先順位 1	フードと水 (3日~1週間以上)	食器	療法食	服用薬
	首輪とリード (予備も含む)	ケージまたはキャリーバッグ		
	トイレ用品セット (ペットシート、猫砂、容器、ビニール袋)			
	犬用の靴やバンテージ (※)			
優先順位 2	飼い主の連絡先を記したもの	預け先など情報を記したもの		
	飼い主以外の緊急連絡先を記したもの			
	ペットの写真 (電子データ画像)			
	ワクチン接種記録、既往歴、投薬中の薬情報、検査結果、かかりつけの動物病院などの情報を記したもの			
優先順位 3	タオル	ブラシ	ガムテープ、ペン	
	ウェットタオル	清浄綿 (目や耳の掃除などに使えます)		
	洗濯ネット (猫の場合、屋外診療や保護の際に有用です)			
	おもちゃ (ペットのにおいがついた用品)			

(※) キャリーバッグに入らないような大型犬をリードで連れて逃げる際に、飛散物でケガを負わないようにするためのものです。



(6) ペットと同行避難可能な避難所の情報収集

市ホームページでペットの同行避難が可能な避難所を確認（以下、2次元コード参照）し、その避難所にペットを連れて行くための所要時間やルート上の危険な場所、想定していたルートが通れなくなっている場合に備え、複数のルートを確認しておきましょう。

避難所の情報は、岡山市WEB版ハザードマップに掲載されているので、目的の避難所が、どのようになっているか、一度確認してみよう！



岡山市 WEB 版ハザードマップ（岡山市役所）

<https://www.city.okayama.jp/bosai/hazardmap/index.html>



※ 岡山市では、小学校、中学校が避難所として開設されている場合、ペットとの同行避難が可能です。

「ハザードマップ」とは、一般的に「自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図」とされています。防災マップ、被害予測図、被害想定図、アボイド（回避）マップ、リスクマップなどと呼ばれているものもあります。（国土交通省国土地理院ホームページより）

岡山市 WEB 版ハザードマップでは、市内の「洪水・土砂」、「高潮」、「津波」、「地震」のハザードマップが確認でき、スマートフォンやタブレット端末等の位置情報機能を活用することで、現在地周辺のハザード情報をはじめ、避難所の情報（開設状況、混雑状況）やそこに至るルートを確認することができます。また、災害時には画面上段のテロップに、避難情報の発令状況をお知らせします。



◎ WEB 版ハザードマップの操作方法について

ダウンロード：



<https://www.city.okayama.jp/cmsfiles/contents/0000047/47403/202312sousahouhou.pdf>

(7) ペットの一時預け先の確保

避難所での生活は短期間を想定しているため、長期でのペットの飼育は、現実的ではありません。

そのため、避難所以外にも、親戚や友人、動物病院、ペットホテルなど、複数の一時預け先を確保するようにしてください。

特に大型の動物や特定動物、飼育に電源の確保が必要なペット、は虫類などの変温動物、動物取扱業者が業として飼育している動物については、避難所での受け入れが困難であるため、避難所以外でペットの退避をさせる準備が必要です。



(注) 避難所で受け入れが可能なペットであるかを判断しましょう。

- 受け入れ可能なペットの種類は、原則、犬や猫などの小型の哺乳類（うさぎ、ハムスターなど）と鳥類です。
- 動物取扱業に登録されている業者が飼養保管する動物や特定動物、人に対して生命、身体又は財産に対し侵害の恐れのある動物は受け入れできません。
- 受け入れにあたっては、ペットに対しマイクロチップや迷子札の装着など所有者明示がされていなければいけません。
- 犬の場合、狂犬病予防法に定める飼い犬の登録を自治体に受けていることが必要です。また、狂犬病予防注射を実施しておく必要もあります。（自治体から交付される鑑札や狂犬病予防注射済票はその証明になります。）

※避難所での受け入れができるよう、所有者明示の実施や狂犬病予防法の手続きは日ごろから確認するようにしてください。また、受け入れができないペットの飼育者は、あらかじめ被災した際の受け入れ先を定めておくようにしてください。

(8) 飼い主同士の協力体制

ペットによらず、避難所生活では被災者同士お互いに助け合うことが重要です。日ごろから家族や近所の飼い主、近隣住民と良好な関係を保ち、防災について話し合っておくことで協力し合える関係を作っておきましょう。



(9) 避難訓練

避難訓練では、避難指示などが出た場合に備え、あらかじめ市の広報紙やウェブサイトなどで住んでいる地域のハザードマップを確認し、被害想定を把握したうえで必要な対策を確認するようにしましょう。

また、防災計画、災害時の指定緊急避難場所、避難所の所在地、避難ルートなどを確認しましょう。実際に家族単位でペットを連れて避難所へ行く訓練を行い、所要時間や危険な場所、複数のルートなどをチェックしておくことで、より安全に同行避難することができます。



○ペットの同行避難訓練の注意点

ペットとの同行訓練を実施する場合は、目的を明確にし、計画的に実施しましょう。特に地域で避難訓練を行う場合は、段階的に進めていくことが望ましいです。

最初は、ペットの同行避難について地域の方へ周知することを目的に進めていき、訓練の回数を重ねるごとに、実際の避難時を想定し、ペットも交えた避難訓練に移行するようにしていきましょう。

また、事故防止のため、避難所のペットの一時飼育スペースは、飼い主や避難所指定職員以外は立ち入りが制限されることが多いです。これを踏まえて訓練時に、不用意に他者のペットへ触れることの危険性もしっかり注意喚起をするようにしましょう。



ペットとの同行避難チェックリスト

以下のチェックリストを参考に準備をすすめておきましょう。

(1) 災害に備えて

- 住まいの防災対策（地震対策）を行いましたか
- 家族で防災について（2）について話し合いましたか
- 地域の避難所や避難経路などを確認しましたか
- 家族でペットを連れた避難訓練をしましたか
- ケージやキャリーバッグなどペットを避難させる用品を準備しましたか
- ペットに迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札、狂犬病予防注射済票）及びマイクロチップの装着はしましたか
- ペットに必要なしつけや予防接種などの健康管理をしていますか
- 犬の場合、管轄の市町村から鑑札、狂犬病予防注射済票の交付を受けているか
- ペット用品やペットフード数日分（3日～1週間）の備蓄はしていますか
- この他、避難の時に持参するもの（診察券や薬など）の用意はしていますか

(2) 家族で話し合い

災害が起こった時にどうするかについて、様々な場面を想定した対策を家族全員で話し合っておきましょう。災害の時にペットを守れるか、避難ができるのかについて、飼っているペットの種類や数をよく考えましょう。

- 家族間の連絡方法及び集合場所を決めましょう
- 非常持出袋など備蓄物資の保管場所などを決めましょう
- 飼っているペットの守り方及び避難方法を決めましょう
- 飼い主が留守中の災害時の対処法を決めましょう

(3) 避難訓練でのチェックポイント

- 避難所までの移動手段確保と所要時間の確認
- ガラスの破損や看板落下などの危険な場所の把握
- 通行できないときの迂回路の確認
- 避難場所でのペットの反応や行動の予測
- ペットが苦手な人へ必要な配慮の確認

3 ペットとの同行避難をする場合

(1) 飼い主の安全確保・状況確認

災害時には、まず飼い主自身の安全を確保してから、ペットの安全を確保するようにしてください。飼い主が動けなくなってしまうと、ペットを助けることもできません。

突然の災害でペットも混乱し、いつもと違う行動を起こすことがあります。ペットを落ち着かせるとともに、逃走やケガなどに注意しましょう。

災害の状況については、ラジオやテレビ、行政のホームページなどから正確な情報を積極的に取得してください。



◎ 災害時の心得

- 気象台から発表される注意報・警報や気象情報に注意し、新しい情報の入手に心掛けましょう。
- 危険を感じたり、避難情報（高齢者等避難・避難指示）の発令があったときは、火の始末をして素早く避難しましょう。
- 非常持出袋等を持って、徒歩で避難しましょう。
- がけや堤防など危険な場所には近づかないようにしましょう。
- お住まいの地域の特性を考え、災害種別、規模などに応じた『避難』を考えましょう。状況に応じて判断し、早めに避難しましょう。

※「避難」とは「難」を「避」けることであり、身の安全を確保するためにとる行動です。小・中学校や公民館等に行くことだけが避難ではなく、それ以外にも安全な親戚・知人宅やホテル・旅館等の避難先に立退き避難したり、自らの判断で屋内安全確保をするなど、様々な避難行動があります。普段からハザードマップなどを確認し、どう行動するか考えておきましょう。

岡山市避難場所開設状況・各種防災情報

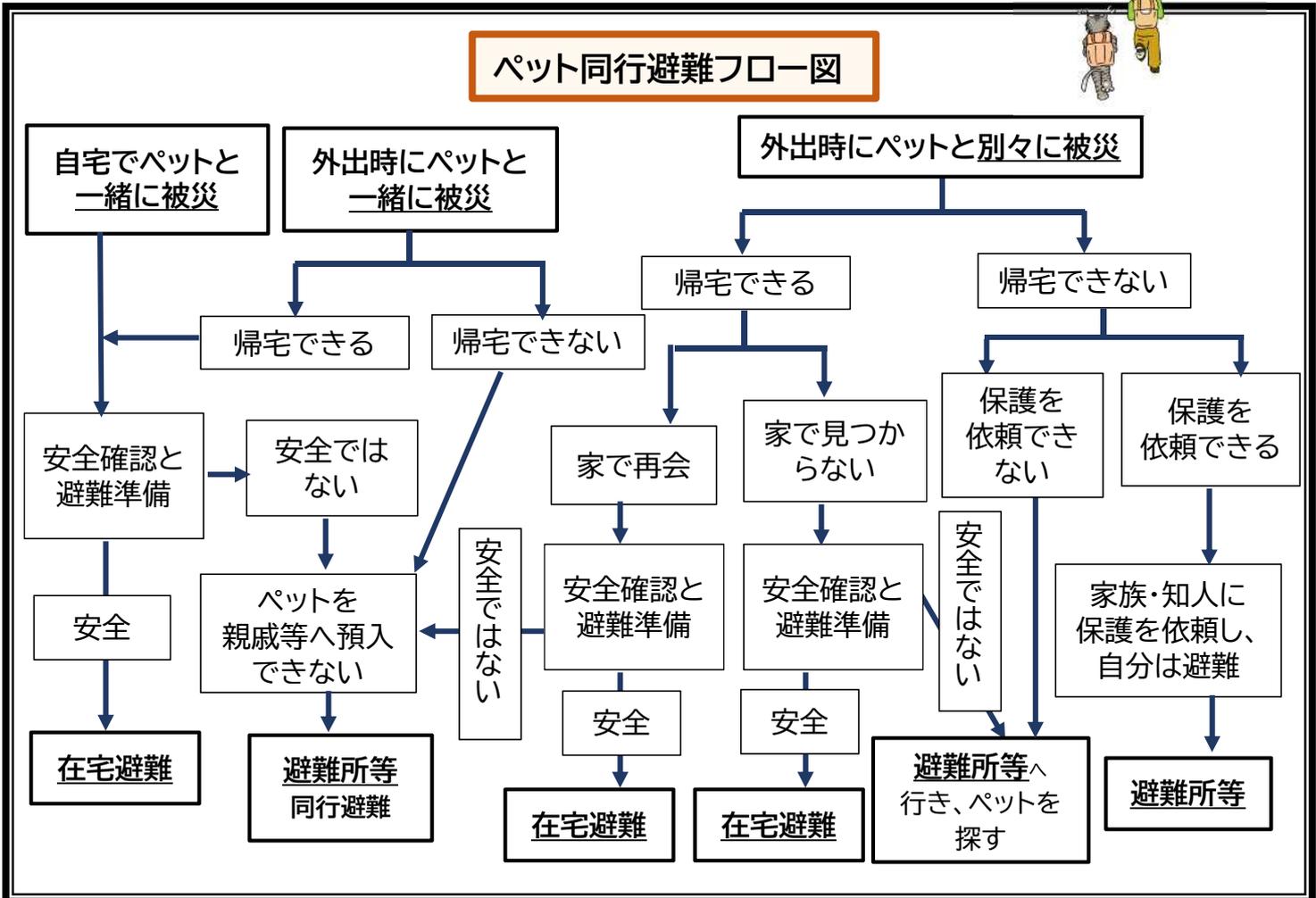
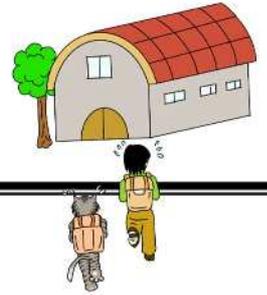
<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000011520.html>



(2) 避難先・避難方法

飼い主は、得られた情報をもとに、周辺地域の状況を確認し、避難するか自宅に留まるかを判断します。

以下のフローに従い、避難場所や方法を選定しましょう。



自宅が危険な場合や避難情報が出ている場合には、飼い主の安全を確保しながら、ペットを連れて避難所等の安全な場所へ避難してください。

避難所のほか、車の中での飼育、動物病院やペットホテルなどの一時預け先へ避難する選択肢もあります。

ただし、車の中での飼育の際は温度管理に注意し、熱中症や低体温にならないように気を配りましょう。

(注) 避難所での受け入れができるよう、所有者明示の実施や狂犬病予防法の手続きは日ごろから確認するようにしてください。

(3) ペットとの同行避難

飼い主が避難所に避難する場合は、ペットと一緒に同行避難できます。
災害の種類や自分自身の被災状況、周辺地域の状況、避難所までの距離、避難情報などを考えて、ペットとの同行避難が可能かどうかを判断してください。

◎ペットと同行避難する前に確認

- ペットに鑑札や迷子札などが付いた首輪を装着しているか
- ペット用避難用品を入れた袋を持ったか
- ペットの大きさに合わせたキャリーバッグやケージに入れたか
- 犬の場合、狂犬病予防法に基づく鑑札や狂犬病予防注射済票を持っているか

○ 避難所で受け入れ可能なペット

- 避難所で受け入れ可能なペットは、原則として、家庭で飼育されている、犬、猫、小動物（うさぎ、小鳥、ハムスターなど）です。

× 避難所で受け入れできないペット

- × ペットショップなどで販売、保管されている動物
- × 特定動物をはじめ人に対して危害を加える可能性がある動物
- × 飼育に温度管理など、特別な設備が必要な動物

(注) 避難所で受け入れができないペットは、あらかじめ被災した際の受け入れ先の確保とそこへ連れていくまでのルートをしっかり確認しておきましょう。

(4) 避難所での受付

避難所の受付窓口にて、避難所指定職員から説明を聞き、「避難所ペット登録台帳」に記入をし、ペット一時飼育スペースへペットを連れていきます。

※ 円滑に受付できるよう避難用ケージなどに貼り付ける名札などをあらかじめ作成しておいてください。(名札の作成にあたっては27ページ「参考様式」をご参照ください)



★身体障害者の補助犬である盲導犬、聴導犬、介助犬の取り扱い

「身体障害者補助犬法」により、公共的施設での身体障害者補助犬の同伴は認められています。

避難所でも身体障害者と身体障害者補助犬の同居が原則です。

なお、居住スペース内に同伴することにより、他の避難者がアレルギー症状を引き起こす可能性がある場合は、別途配慮が必要となります。



(5) ペットの一時飼育スペースの設営

本市のペットの同行避難が可能な避難所では、ペットの一時飼育スペースは、人の居住スペースと分けられます。飼い主とペットが同室で過ごすことはできません。

避難所には、動物アレルギーのある人、動物が苦手な人、動物に不用意に手を出す幼い子どもがいます。飼い主は散歩など必要な場合を除いて、ペットの一時飼育スペースからペットを移動させることはできません。

各避難所で設置されているペットの一時飼育スペースへペットを連れて行ったのち、ペットの一時飼育スペース内に避難用ケージを設置し、ペットを管理します。

他の動物が見えるとペットがストレスを感じるかもしれませんので、避難用ケージを毛布やシーツなどで覆うなどの対応をすることも重要です。

大型犬などケージに入れられない場合は、ペットの一時飼育スペースの状況に応じて、リードを柱などの固定しやすい場所につないでください。柱などが無い場合は、感染症対策ボックス内のペット避難用ガイドロープを張り、そこへつなぐようにしてください。

特にリード飼いの場合は、他の動物と距離が近いと事故が起こる可能性があるため、十分に距離をとるなど配慮をお願いします。



(6) ペットの一時飼育スペースの飼育・管理

避難所では、ペットの世話や当面の餌の確保、逃走防止、飼育場所の管理は、飼い主の責任で行わなければなりません。

ペットの飼育場所の清掃や消毒、散歩時の排泄物の処理はもちろんのこと、ペットを飼っていない避難者への配慮やペット自身のストレスの軽減など、以下に示すように飼い主は普段以上に様々な配慮が求められます。

- 決められた飼育スペース以外でペットを飼育しない。
- ペットには飼い主の名前、連絡先、ペットの名前を書いた名札をつける。
※ ペットに直接つけるのが難しい場合は、ケージ等に貼る。
- ペットの飼育に必要な資材(ケージ、食器、その他の用具)と当面の餌などは、原則、飼い主が用意する。
- ペットのケージ内、飼育場所の清掃・消毒に努める。
- できるだけ明るい時間に決められた時間に給餌し、食べ残した餌は必ず片づける。
- 排泄物や抜け毛は必ず後始末する。
- ペットによる苦情や危害の防止など他の避難者への配慮に努める。
- ペットのストレス緩和対策を検討する。
- 退所時、ペット飼育場所及びその周辺の清掃・消毒を行う。

◎ ペット同行避難における避難所での苦情事例



東日本大震災でのアンケート調査では、「犬の鳴き声」や「臭い」などの苦情が最も多かったといわれています。その他に、「避難所で犬が放し飼いにされていた」、「ノミが発生した」など、飼い主による適正な飼育が行われていないことによるトラブルが多く見られたそうです。

また、「アレルギー体質の方がいることから、避難所内で人と同じスペースで飼育することが難しい状況があった」など健康への影響についての報告があるほか、「他の避難者とのバランスを考慮して貰えず、自分のペットへの過度の要望を通そうとする避難者がいた」など、飼育マナーに関する意見も各地で報告されています。

(7) ペット同行避難者同士の協力

ペットの飼育や衛生管理などは、飼い主一人ひとりが責任を持って行うことが原則ですが、避難生活が長期化する場合、個々で対応するには限界があります。

ペットの同行避難をしてきた飼い主同士が協力して、ペットの同行避難の受け入れや飼育などを行い、ペットの避難スペースの設営・管理・運用をするようにしてください。

避難所でのペットの飼育管理に関しては、ペットの飼育ルール（25ページ）で詳細を確認してください。



避難所の運営は、避難してきた方々の協力も必要不可欠です。避難所運営にぜひご協力をお願いします！



◎ ペットの飼い主同士でチームを結成しましょう。

ペットの同行避難をしてきた飼い主同士が協力して、ペットの一時飼育スペース全体の管理ができるよう各避難所においてチームやグループを結成することが望ましいです。

結成したチームやグループで、ペットの一時飼育スペース全体及びその周辺の清掃などの維持管理や飼い主間でペットの飼育ルールの共有などを行うようにしましょう。

また、結成したチームやグループの代表者を決めましょう。チーム（グループ）の代表者は、ペットの飼い主の意見の集約を担うことで、避難所指定職員を介して市（区）災害対策本部との円滑な調整が可能になります。

みんなで頑張りましょう！



○ ペットの飼育ルール

- (ア) 決められたペットの一時飼育スペース以外で、ペットを飼育しないでください。
- (イ) ペットの一時飼育スペースでケージに入れるか、柱・紐などにつなぐなどして飼育してください。(放し飼いは厳禁です。)
- (ウ) ペットには飼い主の名前、連絡先、ペットの名前を書いた名札をつけましょう。※ペットに直接つけるのが難しい場合は、ケージ等に貼るなどしてください。
- (エ) ペットの飼い主同士で協力し、助け合いながらペットの一時飼育スペースを管理するようにしてください。
- (オ) ペットの飼育に必要な資材(ケージ、食器、その他の用具)と当面の餌などは、原則、飼い主がそれぞれ用意します。
※ペット関連の救援物資はすぐに届くとは限りません。
- (カ) できるだけ決められた時間に給餌し、食べ残した餌は必ず後始末してください。
- (キ) 排泄物や抜け毛は必ず後始末してください。
- (ク) ペットの避難用ケージ内外及びその周辺の清掃をするようにしてください。
- (ケ) ペットの飼い主としてペットによる苦情・危害防止には厳に努めてください。
- (コ) 一時的に親戚や知人に預けるなどの方法を検討してください。
- (サ) 避難生活が長期化する場合、ペットのストレスの軽減に努めてください。

★避難所には、アレルギーのある人や、動物が苦手な人もいます。
周囲の避難者にも配慮するようにしてください。

(参考様式) ケージ等貼付用名札

ケージ等貼付用名札 (番号 _____)

※ケージやクレート等に貼ってください

ペットの名前

ペットの種類

飼い主名

飼い主避難場所

緊急連絡先

※注意事項

ケージ等貼付用名札 (控) (番号 _____)

ペットの名前

ペットの種類

飼い主名

ペットの写真

(参考様式) ケージ等貼付用名札 (記入例)

ケージ等貼付用名札 (番号 _____)	
※ケージやクレート等に貼ってください	
ペットの名前	ポチ
ペットの種類	犬 (ゴールデン・レトリバー)
飼い主名	岡山 太郎
飼い主避難場所	●●小学校
緊急連絡先	090-××××-●●●●
※注意事項	大型犬のため、ケージ飼育不可。リードで繋ぎ飼い

実際に避難したときに、避難所にある「避難所ペット登録台帳」で受付した番号を記入しますので、避難所に行ってから記入します。

ケージ等貼付用名札 (控) (番号 _____)	
ペットの名前	ポチ
ペットの種類	犬 (ゴールデン・レトリバー)
飼い主名	岡山 太郎
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">ペットの写真</div>	

(参考 避難所ペット登録台帳)

【様式12】

避難所ペット登録台帳

(避難所名:)

No.	飼育者	登録日	退所日	ペットの種類	ペットの名前	性別	体格・毛色	備考
	氏名: 居住グループ名: 電話番号:					オス メス		
	氏名: 居住グループ名: 電話番号:					オス メス		
	氏名: 居住グループ名: 電話番号:					オス メス		
	氏名: 居住グループ名: 電話番号:					オス メス		
	氏名: 居住グループ名: 電話番号:					オス メス		
	氏名: 居住グループ名: 電話番号:					オス メス		
	氏名: 居住グループ名: 電話番号:					オス メス		
	氏名: 居住グループ名: 電話番号:					オス メス		
	氏名: 居住グループ名: 電話番号:					オス メス		
	氏名: 居住グループ名: 電話番号:					オス メス		

※こちらの様式は避難所の受付時に記入するようになります。

ペットの同行避難ガイドライン
令和8年 3月 発行

発行 岡山市



ホームページはこちら

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000066619.html>